

措置部門

<p>外部環境の変化</p>	<p>【救護施設】 ○救護施設は、利用者への人権意識に基づく適切な支援が行われるよう啓発していくとともに、真に支援を必要とする人を確実に受け止める「最後のセーフティネット」としての役割を担います。 ○事業の重点として、地域共生社会の実現に向けた行動指針の推進と社会への発信、利用者の人権を尊重した支援と利用者主体の個別支援の質の向上、救護施設の「見える化」を推進します。 ○令和7年4月に施行される「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」により設置できることとなった新たな会議体への参画を積極的に行います。 ○令和6年度に実施された制度改正（個別支援計画の作成、通所事業の拡充等）について、現場における運用状況や影響等の実態を把握します。 ○「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」を推進し、「全社協福祉ビジョン2025」が目指す「ともに生きる豊かな地域社会」の実現をめざします。</p> <p>【母子生活支援施設】 ○母子生活支援施設は、全国母子生活支援施設協議会が掲げる「産前・産後支援」「アフターケアを含む地域支援」「親子関係再構築支援」という3つの支援を柱として打ちだしています。令和6年度は社会的養育推進計画見直しの会議へ参画し、母子生活支援施設の更なる活用に繋がる活動について提案してまいりました。令和7年度は、多機能化の1つである親子ショート事業を自治体とともに開始していきます。また今まで以上に、地域に向けて施設学童を開放したり、親子で参加できる活動を行ったり、こども食堂での地域貢献の活動を強化していくなど、今後もできる活動を地域のニーズを把握しながら模索していきます。 ○通信機器の安全な使用方法について具体的な指針を定めていきます。 ○地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、既存の制度では対応できない「地域における公益的な取り組み」を創造して推進します。</p>
<p>ビジョン</p>	<p>○救護施設は、真に支援を必要としている人を確実に受けとめる「最後のセーフティネット」としての役割を果たすとともに、利用者の地域生活への移行と定着のため、「施設から地域へ」「地域から施設へ」という「循環型支援体制の構築」を目指す。 ○母子生活支援施設は、地域社会とともに全ての子どもが守られ育まれる社会となるようその機能を柔軟に活用する。 ○社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について、地域のニーズを把握し住民と協働する新たな取り組みを創出していく。</p>

